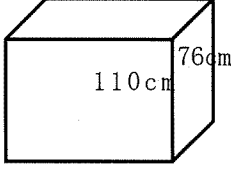


調達要領指定書	調達要求番号	3PSD1A10501
	調達要求年月日	令和 5年11月30日
	作成部課	総務部 管理課
	作成年月日	令和 5年11月30日
品名	産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物処理	
仕様書番号	EYB-Z100182	

指定事項：

1 処理対象品・数量等

仕様書の2.1項（一般的要求事項）における処理対象品・数量等について、次のとおり指定する。

区分	種類	数量	単位	内訳	備考
産業廃棄物	コンクリートくず	1	ST	鋼材、発砲コンクリート、ロッキウール	重量：350kg  金庫 幅86cm、奥行76cm、高さ110cm

2 引渡場所

陸上自衛隊用賀駐屯地1号隊舎1階付近（細部は搬出元との相互調整）

3 提出書類

仕様書の4.1項（提出書類）のうち、管理票（E票）については令和5年度3月29日（金）まで提出するものとする。

調達要求番号：3PSD1A10501

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物 品 番 号	-	仕 様 書 番 号
産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物処理		EYB-Z100182
		作 成 令和 2年12月22日
		変 更 年 月 日
		作成部隊等名 関東補給処用賀支処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊用賀駐屯地において実施する産業廃棄物処理（以下，“処理”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001による。

1.3 種類

種類は、表1による。

表1-種類

産業廃棄物の種類		性状・具体例など
産 業 廃 棄 物	汚泥	特別管理産業廃棄物に該当するものを除く。
	廃油	
	廃酸	
	廃アルカリ	
	廃プラスチック類	
	ゴムくず	
	金属くず	
	ガラスくず	
	コンクリートくず	
	陶磁器くず	
	がれき類	
	紙くず	
	木くず	
	繊維くず	

表1-種類 (続き)

産業廃棄物の種類		性状・具体例など
特別管理産業廃棄物	廃油	揮発油類・灯油類・軽油類
	廃酸	pH 2.0以下の廃酸
	廃アルカリ	pH 12.5以上の廃アルカリ
	感染性産業廃棄物	感染性病原体が含まれるか、若しくは付着しているか又は恐れがある産業廃棄物
特定有害産業廃棄物	廃PCB等	廃PCB及びPCBを含む廃油
	PCB汚染物	PCBが染みこんだ汚泥、PCBが塗布され、又は染みこんだ紙くず、PCBが染みこんだ木くず、若しくは繊維くず、PCBが付着し、又は封入されたプラスチック類若しくは金属くず、PCBが付着した陶磁器くず若しくはがれき類
	PCB処理物	廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したものでPCBを含むもの。
	廃水銀等	水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品か産業廃棄物となったものから回収した廃水銀
	廃石綿等	建築物その他の工作物から除去した飛散性の吹付け石綿、石綿含有保温材、断熱材、耐火被覆材及びその除去工事から排出されるプラスチックシート等で、石綿が付着している恐れがあるもの、大気汚染防止法の特定粉じん発生施設で生じた石綿で集じん施設で集められたもの等
	廃油	有機塩素化合物類、1,4-ジオキサン等を含むもの。
	汚泥、廃酸、廃アルカリ	重金属等、PCB、有機塩素化合物類、農薬等、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類等を一定濃度を超えて含むもの。

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

契約の相手方は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、“法”という。）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に基づき、産業廃棄物の収集、運搬及び処分を行うものとする。

2.2 処理の対象

処理の対象となる産業廃棄物は、表1によるものとし、数量は、調達要領指定書によって指定する。

2.3 処理の区分

処理の区分は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、収集、運搬及び処分とする。

2.4 処理基準

処理基準は、次による。

a) 産業廃棄物の処理は、法第12条による。

b) 特別管理産業廃棄物の処理は、法第12条の2による。

2.5 産業廃棄物管理票の処置

産業廃棄物管理票（以下、“管理票”という。）の処置は、法第12条の3で定めるところによる。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領によるほか、契約の相手方は、本役務終了後検査官に管理票（E票）を提出し役務完了の確認を受けるものとする。

4 その他の指示

4.1 提出書類

契約の相手方は、2.5の管理票（B2票、D票及びE票）を提出するものとし、調達要領指定書によって指定する場合を除き、各処理段階の終了後速やかに契約担当官等に提出する。

4.2 保全

保全は、次による。

a) 陸上自衛隊用賀駐屯地（以下、“駐屯地”という。）の立ち入りに際しては、所定の立ち入り手続きを行うものとする。

b) 駐屯地の中での行動（出入門手続き、火気取り扱い、作業用通路など）は、駐屯地の規則及び駐屯地関係者の指示を厳守して行うものとし、作業地域外への立ち入りを禁止する。

なお、やむを得ず作業地域以外への立ち入りを必要とする場合には、所定の手続きを行うものとする。

- c) 契約の相手方は、本契約の履行に当たり、直接又は間接に関らず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、別途利用その他への公表などは防衛省の承認なく行ってはならない。また、本契約終了後も同様とする。

4.3 使用機材・機器・消耗品

処理に必要な使用機材、機器及び消耗品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約の相手方が準備するものとする。

4.4 安全管理

契約の相手方は、安全に対する検討を行い、必要な処置を講ずるなど安全管理を徹底するものとして必要によって契約担当官等の指示を受けるものとする。

4.5 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。